



平成30年（行ウ）第93号、同98号ないし第104号

国籍確認等請求事件

原告 原告1 外7名

被告 国

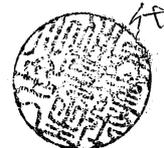
準備書面（2）

2019年 / 月 22日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 富 増 四 季



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



原告らは、準備書面（１）において、以下のことを明らかにした。

すなわち、①「主権尊重の原則」のもとでは複数国籍が不可避免的に発生し、②国際社会における複数国籍防止の要請が低下し、③複数国籍のメリットの認識により、複数国籍肯定・防止緩和国が主流化している。④複数国籍肯定あるいは防止の度合いは各国の立法政策により多様であり、⑤我が国の国籍法は一定範囲で複数国籍防止の方針を採用しつつ、複数国籍の防止・解消は本人の意思に基づくという基本方針を採っている。⑥その中で国籍法１１条１項は日本国籍の離脱に向けた本人の意思によることなく日本国籍を喪失させる制度として異質であり、我が国の憲法に照らし、その合理性を検討しなければならない、ということである。

原告らは、その合理性を準備書面（３）乃至（６）において具体的に検討している。

これに先立ち、本準備書面では、準備書面（３）乃至（６）の概要を述べる。

まず、準備書面（３）では、準備書面（１）を受けて、国籍法１１条１項の立法目的を検討する。この検討を通して、国籍法１１条１項にはそもそも「国籍変更の自由の保障」という立法目的は認められず、同条項の適用によって「国籍変更の自由を保障する」という効用が認められる場合があるとしてもそれは極めて限定的であること、したがって法１１条１項の立法目的は複数国籍の発生防止のみであると言ってよいこと、同条項は本人の意思に反して日本国籍を喪失させることにその存在意義があり、したがって外国籍の志望取得を理由とする国籍喪失の根拠を本人の意思に求め

ることはできないこと、現行国籍法が採用するその他の複数国籍防止解消制度と対比して外国籍を志望取得した場合に限り本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要性が見いだせないこと、を明らかにする。

次に、準備書面（４）では、日本国籍を本人の意思に反して喪失させることすなわち剥奪することが憲法によって如何に厳しく制約されるかを、国民主権原理、基本的人権尊重原理、憲法２２条２項及び「個人の尊重」原理（憲法１３条）の観点から論じる。そのうえで、国籍法１１条１項がこれら憲法原理や憲法の具体的条項に反し無効であることを明らかにする。

さらに、準備書面（５）では、平等原則（憲法１４条）の観点から、外国籍の志望取得者と、外国籍の当然取得者、生来的複数国籍者、日本国籍の志望取得者との間に国籍選択及び日本国籍保持の機会の有無につき差別的取扱が存在し、この差別的取扱に合理的理由がなく、国籍法１１条１項が憲法１４条１項に反し無効であることを明らかにする。

準備書面（６）は、答弁書に対して具体的に認否・反論し、被告に対する求釈明を行う書面である。

以上